



芙蓉 (ふよう)

山原 治

税経労務通信

社会保険労務士
行政書士

事務所

編集 発行人

税理士
社会保険労務士
行政書士

山原 治

〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F

TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

7月 (文月) JULY
18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

ワンポイント 消費税専門官の増設

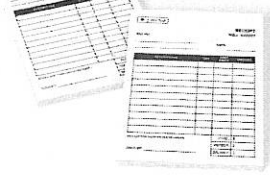
国税庁では、消費税の虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上する等による不正還付への対応に特化した「消費税専門官」を昨年からは、主要税務署に配置しています。今年7月からは、東京・大阪・名古屋国税局などの内部にも新設するほか、配置する税務署数の拡大や増員により体制強化を図っています。

7月の税務と労務

- 国 税/6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税/所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月1日
- 地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月11日
- 労 務/障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日

消費税の免税事業者が「インボイス発行事業者」の登録を受ける場合

～令和4年度税制改正を踏まえて～



一 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。

この制度の導入後は、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）から交付を受けた適格請求書（インボイス）の保存が必要になります。インボイスには、区分記載請求書の記載事項に加え、インボイス発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

ます。

免税事業者などインボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合（令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%、令和8年9月30日までは80%、令和9月30日までは50%）を、仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

今後、事業者は取引先等との関係上、「インボイス発行事業者」となる必要が生ずるでしょう。今まで免税事業者であった場合でも同様です。

二 インボイス発行事業者の登録

(1) すでに課税事業者である場合
令和5年10月1日から登録を受けようとする場合は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

(2) 免税事業者である場合
インボイス発行事業者となるためには、消費税の課税事業者となる必要があります。本来、課税事業者となる場合には、そ

の課税期間の開始の日の前日までに、納税地を所轄する税務署長に消費税課税事業者選択届出書（課税選択届出書）を提出しなければなりません。

しかし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。

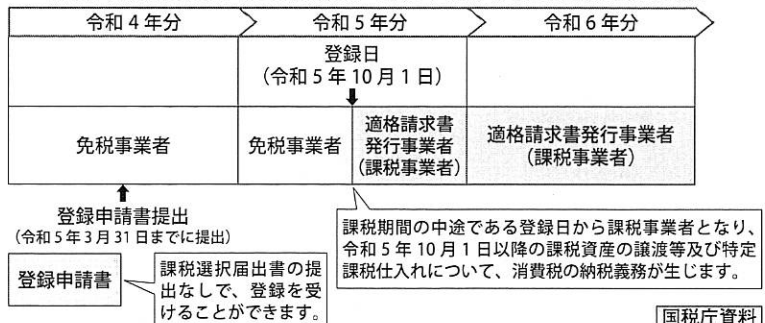
したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりま

す。すので、課税選択届出書を提出する必要はありませんが、基準期間の課税売上高にかかわらず登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税及び地方消費税の申告が必要となります。

三 令和4年度改正による登録手続きの見直し

前述のとおり、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を

《免税事業者に係る登録の経過措置》
(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から登録を受けた場合



申請した場合、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日からインボイス発行事業者となることができます。

しかし、その後の課税期間に

国税庁資料

おいては、課税期間の途中から登録を受けることは認められておらず、したがって、課税選択届出書と登録申請書を提出した翌課税期間でなければ登録を受けられませんでした。

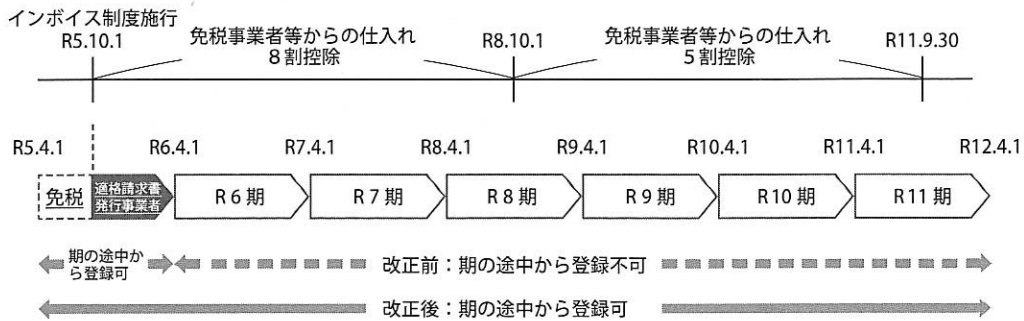
小規模事業者の中には、インボイス制度が導入された後、登録すべきかどうか状況を見極めながら、慎重に検討したいと思われる方もいるでしょう。

そこで、令和4年度税制改正において、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録を可能とするにとされました。

ただし、令和5年10月1日の属する課税期間を除き、登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、免税事業者に戻ることができませんので注意が必要です。

四 簡易課税制度における納税の検討

今まで免税事業者であった方が、インボイス制度の導入によりインボイス発行事業者、つまり課税事業者になった場合、懸



制度施行後6年間は、期の途中からの登録を可能とする。

【自民党税制調査会資料】

念されるのは消費税申告のための計算事務の煩雑さではないでしょうか。消費税の原則的な計算方法は、課税対象となる売上げ（課税売上げ）に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて行われます。現行の消費税法では、飲食料品等には軽減税率が導入されていることもあり、小規模事業者の方には相当の負担増になると思われます。

そこで、ご検討いただきたいのが簡易課税制度の適用です。簡易課税制度とは、法人の場合には前々事業年度、個人の場合には前々年の課税売上高が5000万円以下の場合、届出により課税売上高だけから税額を計算できる制度をいいます。

具体的には、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。この場合の主なみなし仕入率は、次のとおりです。

・卸売業……………90%

- ・小売業……………80%
- ・建設業、製造業…70%
- ・サービス業…………50%
- ・不動産（賃貸）業…40%

五 簡易課税制度を選択する場合の手続等

本来、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日まで、納税地を所轄する税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、効力は登録日である令和5年10月1日から生じます）から簡易課税制度の適用を受けられることができます。経過措置が設けられています。

【参考資料】

国税庁
「インボイス制度特設サイト」



税金クイズ

大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災に際し、税務当局は、被災者の救済の一環として税金を減免する措置を講じましたが、減免の対象とならなかった税金がありました。次のうちどの税金でしょうか。

- ① 法人の所得に対する第1種所得税
- ② 個人の所得に対する第3種所得税
- ③ 営業税(現在の事業税)

【解説】

関東大震災が起きた時期は、法人税法がまだ存在せず、所得税法の中で、法人の所得に対する第1種所得税、利子の支払に対する第2種所得税及び個人の所得に対する第3種所得税が別個に規定され、課税されていました。

そのうち、当時の個人の所得に対する第

3種所得税は、前年以前の収入、経費を参考とした見込みの所得金額を基に課税する制度であったため、災害が発生した年分において災害による損害額を控除する仕組みはなく、住宅、家財の損害に係る現在の雑損控除のような規定もありませんでした。

また、営業税(現在の事業税)は、前年の外形標準に基づき年2回の納期に分けて賦課課税されていましたが、営業上大きな損失を被った納税者に対しては、第2期分を全免する、あるいは、それを超える損害を被った納税者に対しては、第1期分の税金を還付する必要がありました。

法人の所得に対する第1種所得税は、個人の所得に対する第3種所得税や営業税と異なり、事業年度ごとの純利益に対する課税でしたので、実質的に所得税法自体に損害額の控除が備わっているとして、特例の対象から外れました。

— 正解は、①の法人の所得に対する第1種所得税でした。

世界の税金

銃社会といわれるアメリカらしいユニークな税金があります。

ウエストバージニア州が導入した「光るおもちゃ税」は、おもちゃの光線銃など光を発するおもちゃを課税の対象とした税金です。課税の対象には、おもちゃの銃のほか、花火なども含まれます。

導入の目的は、子供の頃から銃が身近にない環境をつくることで、銃犯罪や凶悪犯罪による犯罪率を低下させ、治安を向上させることにあります。

アメリカに比べて治安が良いとされる日本では、夏の風物詩の花火に課税されるというのも不思議な感じもしますが、現在、ウエストバージニア州は全米でトップクラスの治安のいい州になっているそうです。

KEY WORD

土地を相続で取得した場合の登録免許税の特例

近年、相続登記が済んでおらず、現在の所有者が分からない「所有者不明土地」の増加が、公共事業の推進等の様々な場面で円滑な事業実施に大きな支障を及ぼしています。

そのため、市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要がある一定の土地については、「土地の所有権の保存登記」及び「相続による土地の移転登記」にかかる登録免許税(本則0.4%)を免税とする特例措置が設けられています。

この特例措置の適用期限が、令和4年度税制改正において、令和7年3月31日まで3年延長されました。

また、対象となる土地の範囲が全国の土地となるとともに、土地の価額の上限が10万円以下から100万円以下に拡大されています。